

学校法人 長岡総合学園

監 査 報 告 書

令和7年5月23日

学校法人 長岡総合学園
理事会、評議員会 御中

監 事 井筒 一郎 

監 事 佐藤 清 

私たちは学校法人長岡総合学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人長岡総合学園寄附行為第16条第3項の規定に基づいて、学校法人長岡総合学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（貸借対照表・資金収支計算書及び事業活動収支計算書）を含め、学校法人の事業及び財産の状況に関して監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。